

第二子以降出産祝金給付金

岐阜県少子化対策事業の一環として、第2子以降の子どもを持ちたいと考える保護者が、安心して子どもを産み育てることができるよう支援するため、「第二子以降出産祝金」を支給します。

🌸支給対象者🌸

- ① 令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母又はその配偶者で、その子の誕生日にその子と同一の住所を有する人
- ② 第2子以降の子の誕生日に、その子以外の児童(18歳に到達してから最初の3月31日までの児童)を監護し、かつ、これと生計を同じくする人

🌸支給額🌸

児童1人につき10万円

🌸支給日🌸

令和5年7月より順次

🌸支給にあたっては申請書の提出が必要となります。市福祉敬愛課から申請書を郵送しますので、必要書類を添付していただき、ご提出ください。



お問い合わせ
本巣市役所 真正分庁舎
健康福祉部 福祉敬愛課
☎058 - 323 - 7752